

松戸市立小金中学校 PTA細則

令和6年2月15日改定

松戸市立小金中学校PTA細則

令和6年2月15日改定版

専門委員会規定

第1節 総則

第1条 会則第32条、第38条に則り、専門委員会の規定を定める。

第2条 専門委員会はそれぞれの学年から選出された委員を中心として構成される。
各専門委員会の構成は個別にこれを定める。

第3条 各専門委員会に次の役職を保護者よりの当該委員の互選によりおく。
ただし、各専門委員会の規定に則り、これ以外の役職をおくことができる。

1. 委員長
2. 副委員長

第4条 専門委員会は次のことを行う。

1. 会議は原則として学期に1回以上、委員長が招集する。
2. 総会で承認された年度活動計画に沿って、担当する活動の企画運営を行う。
3. 企画運営にあたって決議した事項は、運営委員会の承認を必要とする。ただしこの規定を適用しない場合もある。
4. 必要に応じて役員会の助言を求め、会員への配布印刷物は、原則として事前に会長の承認を受けなければならない。ただしこの規定を適用しない場合もある。

第2節 役員選考委員会

第5条 役員選考委員会は次の委員等をもって構成される。

1. 原則2学年保護者からの選出委員
2. 学校から1名（原則教頭）

第6条 委員の互選により次の役職をおく。

1. 委員長
2. 副委員長
3. 書記

第7条 役員選考委員会の任務は次のとおりとする。

1. 会則第10条に則り保護者よりの役員候補者を選出し、信任投票を実施する。
2. 信任投票の結果を会員に通知する。
3. 必要に応じて役員会の助言を求めることができる。

第3節 卒業対策委員会

第8条 卒業対策委員会は次の委員等をもって構成される。

1. 3学年保護者からの選出委員
2. 学校から1名（原則3学年の学年主任）

第9条 委員の互選により、次の役職をおく。

1. 委員長
2. 副委員長
3. 会計

第10条 卒業対策委員会の任務は次のとおりとする。

1. 3学年生徒の卒業および進路にかかわる活動の企画・運営を行う。
2. 3学年会員の親睦を深める。

第11条 会計は総会で承認された委員会予算の管理、3学年会員からの徴収金の管理並びに、会計報告を3学年会員に対して行う。

第12条 活動は委員会で協議、決定し、運営委員会に報告する。

第4節 8組委員会

第13条 8組は各学年より原則1名から2名の委員を選出し、8組委員会を構成する。

第14条 委員の互選により次の役職を置く

1. 委員長
2. 副委員長

第15条 8組委員会は次のことを行う。

1. 会議は原則として学期に1回以上、委員長が招集する。
2. 会則第4条に準じ学年主任の協力を得て、学年の運営をはかる。
3. 総会で承認された年度活動計画に沿って、担当する活動の企画運営を行う。
4. 企画運営にあたって決議した事項は、原則として運営委員会の承認を必要とする。
5. 必要に応じて役員会の助言を求め、会員への配布印刷物は、原則として事前に会長の承認を受けなければならない。

第5節 附則

第16条 本規定の改廃はPTA会則第38条に則る。

第17条 本規定は平成22年4月1日より施行する。

第18条 本規定は平成24年4月17日より施行する。

第19条 本規定は平成25年2月5日運営委員会にて特別委員会（学習支援委員会・進路対策委員会）を廃止することを決定。特別委員会規定を削除する。

第20条 本規定は平成30年4月2日より施行する。施設利用委員会（専門委員会）を廃止することを決定。施設利用委員会の項を削除する。

第21条 令和6年2月5日、臨時総会にて決定した学級委員の廃止・会則改定に則り、本細則より「学級委員・学年委員会及び拡大学年委員会規定」を削除。

第22条 本規定は令和6年2月15日より施行する。校外補導委員会の廃止を決定。校外補導委員会の項を削除する。8組委員会を専門委員会として制定する。

会計監査規定

第1条 P T A会則第9条5項に則り、会計監査の任務を次のとおり定める。

1. 年1回年度末に本監査を行う。
2. 本監査の結果は総会において報告し、承認を受けなければならない。
3. 毎学期末に予備監査を行う。ただし、3学期末は本監査と同時に行うことができる。
4. 会計監査全員が必要と認めるときは、随時監査を行うことができる。
5. 役員会、運営委員会に随時出席し、任務に関し意見を述べるすることができる。

第2条 本規定の改廃はP T A会則第38条に則る。

第3条 本規定は平成22年4月1日より施行する。

第4条 本規定は平成26年4月1日より施行する。

慶弔規定

第1条 本規定はP T A会則第39条に則り定めたものである。

第2条 会員の死亡に際して弔慰金等を贈る。

1. 保護者の場合、5,000円
2. 教職員の場合、5,000円
3. 殉職等特別の場合は役員会で協議し、事後運営委員会で報告する。
4. 教職員の第一親等と配偶者死亡の場合、3,000円
5. 在学生徒の死亡の場合、5,000円

第3条 教職員の転退職の場合には花束を贈る。

第4条 本規定以外の慶弔については都度役員会で協議し、事後運営委員会で報告する。

第5条 本規定の改廃はP T A会則第38条に則る。

第6条 本規定は平成22年4月1日より施行する。

第7条 本規定は平成30年4月2日より施行する。
第2条弔慰金等の項の供花の記述を削除する。

小金中学校PTA 運営に関する内部規約

第1条 会則第24条の総会開催通知は、書面又は電磁的方法をもって行うこととする。

第2条 会則第25条の総会の議決は、総会を開催することができない特別な事情がある場合には、書面又は電磁的方法により議決を行うことができるものとする。

第3条 本部は本会の活動を推進するために、専門委員会規定に拘らず特設の係・ボランティアの募集をすることができる。

第4条 その他、本部及び各委員会・係から会員への通知において、会長の承認を得た上で、書面又は電磁的方法により配信を行うことができるものとする。

第5条 個人情報保護法に関して

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

附則

第6条 本内部規約は、令和3年2月16日より施行する。

第7条 本内部規約は、令和6年2月15日より施行する。